

ショートステイ にれの木（従来型） 料金表（1割負担）

介護度	1割負担 (日額) ※①	加算合計 (日額) ※②	負担段階	食費 (日額)	滞在費 (日額)	合計 (1日)
要支援 1	433	12	第 1 段 階	300	320	1,065
			第 2 段 階	390	420	1,255
			第 3 段 階	650	820	1,915
			第 4 段 階	1,380	1,150	2,975
要支援 2	538	12	第 1 段 階	300	320	1,170
			第 2 段 階	390	420	1,360
			第 3 段 階	650	820	2,020
			第 4 段 階	1,380	1,150	3,080
要介護 1	579	12	第 1 段 階	300	320	1,211
			第 2 段 階	390	420	1,401
			第 3 段 階	650	820	2,061
			第 4 段 階	1,380	1,150	3,121
要介護 2	646	12	第 1 段 階	300	320	1,278
			第 2 段 階	390	420	1,468
			第 3 段 階	650	820	2,128
			第 4 段 階	1,380	1,150	3,188
要介護 3	714	12	第 1 段 階	300	320	1,346
			第 2 段 階	390	420	1,536
			第 3 段 階	650	820	2,196
			第 4 段 階	1,380	1,150	3,256
要介護 4	781	12	第 1 段 階	300	320	1,413
			第 2 段 階	390	420	1,603
			第 3 段 階	650	820	2,263
			第 4 段 階	1,380	1,150	3,323
要介護 5	846	12	第 1 段 階	300	320	1,478
			第 2 段 階	390	420	1,668
			第 3 段 階	650	820	2,328
			第 4 段 階	1,380	1,150	3,388

※② 加算内訳 すべての利用者の方に、次の金額が加算されます。（日額）

サービス提供 加算(Ⅰ)口	12円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合。
------------------	-----	--

※③ 上記加算以外に該当する場合は、次の金額が加算されます。（対象者加算）

送迎加算 (片道につき)	184円	入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合
療養食加算	23円	医師の発行する食事箋に基づき、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合

※食費・滞在費を除く、介護保険サービス費の合計に対して次の金額が加算されます。

短期生活処遇改 善加算(Ⅰ)	(※①+※②+※③) ×5.9%	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の5.9%が算定されます。 所定単位数の59/1000
-------------------	---------------------	--

※上記の金額はあくまでも目安です。対象の加算や社会福祉法人減免制度や高額医療合算介護サービス費の支給対象などにより、異なることがあります。

ショートステイ にれの木（従来型） 料金表（2割負担）

介護度	2割負担 (日額) ※①	加算合計 (日額) ※②	負担段階	食費 (日額)	滞在費 (日額)	合計 (1日)
要支援 1	866	24	第4段階	1,380	1,150	3,420
要支援 2	1,076	24	第4段階	1,380	1,150	3,630
要介護 1	1,158	24	第4段階	1,380	1,150	3,712
要介護 2	1,292	24	第4段階	1,380	1,150	3,846
要介護 3	1,428	24	第4段階	1,380	1,150	3,982
要介護 4	1,562	24	第4段階	1,380	1,150	4,116
要介護 5	1,692	24	第4段階	1,380	1,150	4,246

※② 加算内訳 すべての利用者の方に、次の金額が加算されます。（日額）

サービス提供 加算(I)口	24円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である場合。
------------------	-----	--

※③ 上記加算以外に該当する場合は、次の金額が加算されます。（対象者加算）

送迎加算 (片道につき)	368円	入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行った場合
療養食加算	46円	医師の発行する食事箋に基づき、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供した場合

※食費・滞在費を除く、介護保険サービス費の合計に対して次の金額が加算されます。

短期生活処遇改 善加算(I)	$((※①+※②+※③) \times 5.9\%) \times 2$	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の5.9%が算定されます。 所定単位数の59/1000
-------------------	--------------------------------------	--

※上記の金額はあくまでも目安です。対象の加算や社会福祉法人減免制度や高額医療合算介護サービス費の支給対象などにより、異なることがあります。